

監査の結果

1 監査対象部等

まちづくり計画部（次に掲げる課等）

2 監査の対象課等の主な事務

（1）まちづくり指導課

厚木市事務分掌規則第4条に規定する分掌事務。

3 監査の方法

財務に関する事務の執行を主に、事務事業が適正かつ効率的に行われているかについて、対象期間（平成31年4月1日から令和元年11月30日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- （1）収入に関する事務
- （2）支出に関する事務
- （3）契約に関する事務
- （4）財産・物品の管理に関する事務
- （5）庶務その他事務

4 監査を行った期間

令和2年2月3日から令和2年2月19日まで

5 監査の結果

平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された監査対象課における収入事務、支出事務、契約事務、財産・物品管理事務、庶務その他事務については、条例及び規則等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。